

◇議会改革の主な取り組み ◇

年 月	項 目	内 容
令和 6 年 9 月	議会活性化対策特別委員会を設置	下記 5 点を目的として特別委員会を設置した。 1. 議会の改革及び活性化に関する調査 2. 議員定数、議員報酬に関する調査 3. 通年議会に関する調査 4. 議会選出の監査委員に関する調査 5. 議会基本条例の検証
令和 6 年 6 月	南丹市議会傍聴規則を一部改正	傍聴手続きの簡素化、児童・乳幼児の入場制限廃止、車いす利用者や補助犬のための専用席設置など、社会情勢の変化や多様性の観点から見直しを行った。
令和 5 年 7 月	議会だより「かけはし」をリニューアル	令和 3 年 7 月実施のアンケート結果をもとに、読んでみたくなる広報紙を目指して第 7 0 号からフルカラー化した。
令和 5 年 6 月	請願・陳情の受付日を変更	請願と陳情等の締切日を「各定例会前の議会運営委員会開催日の前日午後 5 時まで」から、「各定例会の開会日午後 5 時まで」に変更した。令和 5 年第 3 回 9 月定例会から適用する。
令和 5 年 3 月	南丹市議会委員会条例、会議規則を一部改正	感染症のまん延又は災害等の発生その他やむを得ない理由で委員が開会場所に参集することが困難な場合、オンラインによる方法で委員会を開催できることとした。
令和 5 年 3 月	会議録検索システムを導入	平成 2 5 年 6 月定例会以降の本会議の会議録をインターネットで検索できるようにした。
令和 5 年 2 月	議場マイク入替、委員会用マイク導入	議場では、経年劣化による音響機器の不具合を解消するため、マイクの入れ替えを行った。委員会では、スムーズな会議運営の実現を目的にマイクを導入した。これにより会議録作成が省力化された。
令和 3 年 7 月	市議会だより「かけはし」に関するアンケートを実施	より親しまれ、わかりやすく読みやすい紙面づくりのためアンケートを実施した。
令和 3 年 6 月	議員定数の削減	南丹市議会議員定数条例を改正し、議員定数 2 2 人から 2 人削減し、2 0 人とした。 新たな議員定数は、令和 4 年 2 月執行の一般選挙から適用する。
令和 2 年 7 月	市議会公式Facebookの運用開始	運用にあたり、運用責任者や投稿の取扱いを定めた「南丹市議会公式 Facebook ページ運用指針」を制定した。
令和 2 年 2 月	南丹市議会広報広聴委員会を制定	広報特別委員会を特別委員会から切り離し、広聴部分を含めた「広報・広聴」を担う委員会として定めた。
令和 元 年 1 0 月	南丹市議会災害等緊急時業務継続計画を策定 *BCP(Business Continuity Plan)*	地震や洪水などの自然災害、感染症や大事故などが発生した場合、数ある通常業務の中から優先度の高い重要な業務を中断させないため、議会・議員の役割や行動方針を定めた南丹市議会災害等緊急時業務継続計画を策定した。
令和 元 年 6 月	スマートフォンでの議場中継・録画配信の視聴が可能に	従来の配信方法に加え、スマートフォンでも視聴が可能となった。
令和 元 年 5 月	議会だよりの名称を変更	議会と市民の皆さんを結ぶ「架け橋」になるようにとの思いを込め、名称を「なんたん」から「かけはし」に変更した。
平成 3 0 年 1 2 月	南丹市議会議場貸出要綱を制定	南丹市議会が市民に身近な存在となり、「市民に開かれた議会」「市民に親しみを感じてもらえる議会」を実現するひとつとして、南丹市議会議場を貸出すこととし、南丹市議会議場貸出要綱を制定した。
平成 3 0 年 1 2 月	南丹市議会タブレット端末及び文書共有システム等使用基準を制定	タブレット端末等を議場等で使用する際の使用基準を明確にするため、南丹市議会タブレット端末及び文書共有システム等使用基準を制定した。 (南丹市議会における情報通信機器に関する使用基準は廃止)
平成 3 0 年 1 0 月	専決処分に対する申し入れ (行政運営に関する監視機能・検査機能)	議長から市長に、議会の議決権を損なうことなく、専決処分制度の主旨を踏まえた慎重な判断をされ、より厳格な対応をされるよう申し入れを行った。
平成 3 0 年 1 0 月	行政委員会委員等の選出基準を設定	行政委員会委員として議会議員から選出することについて、議会での選出基準を設け、これに基づき選出することとした。 [南丹市議会における行政委員会委員等の選出基準] 1. 市長の諮問する委員会には参画しない。 2. 法律により議会議員からの選出義務がある委員会には参画する。 3. 事業の運営に係る組織への参画は各常任委員会で個別に判断する。 4. 国・府等への要望組織には参画する。

年 月	項 目	内 容
平成 2 9 年 9 月	予算審査に係る資料提出の申し入れ (行政運営に関する監視機能・検査機能)	予算特別委員会（分科会）等の審議を、効果的・効率的にするため、下記の点を踏まえた資料を提出するよう執行部側に申し入れを行った。 【予算審査等における予算の概況を記載した資料】 ・主要事業について ・前年度から特に変更した事業について ・今後の事業展開等を踏まえ、説明を必要とする事業について
平成 2 9 年 9 月	南丹市議会議員間討議実施要綱を制定	議員間討議は、問題点を浮き彫りにし、様々な観点から論点を整理し、議員間の理解を深めるとともに公開することによって議会としての説明責任を果たすことを目的とした南丹市議会議員間討議実施要綱を制定した。
平成 2 9 年 9 月	南丹市議会文書質問実施要綱を制定	南丹市議会文書質問実施要綱を制定し、議員が議長を経由して市政に関する質問を文書で行えるようにした。また、市長等には文書で回答を求めることとした。
平成 2 9 年 6 月	南丹市議会における情報通信機器に関する使用基準を改正	南丹市議会における情報通信機器に関する使用基準を改正し、平成 2 9 年 6 月から本会議での個人用タブレットの持ち込みを可能とした。 なお、行政側の対応についても同様とし、出席要請者の範囲で情報通信機器の使用を可能とすることで統一した。
平成 2 9 年 6 月	一般質問時間	一般質問時間については、議員の公平性の観点から、平成 2 9 年第 2 回 6 月定例会から、ひとり 4 5 分以内とした。 また、代表質問については、基本時間を 4 5 分、最大時間を 6 0 分とし、会派の人数で割り振る。2 人会派の場合は 4 5 分とし、以降 1 人に 5 分を加算する。3 人会派の場合は 5 0 分、4 人会派の場合は 5 5 分、5 人以上の会派は最大 6 0 分とすることとした。
平成 2 8 年 1 1 月	南丹市議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明演説会実施要綱を制定	市民に開かれた議会の実現のため、議長及び副議長の選出については、その選出過程を透明化するために、立候補制をとることとし、南丹市議会正副議長選挙に係る立候補制及び所信表明演説会実施要綱を制定した。
平成 2 8 年 1 0 月	南丹市議会基本条例制定	二元代表制の下、議会に関する基本事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、真に市民の負託に応え、市政の発展並びに市民等の生活及び福祉の向上に寄与することを目的とし、最高規範である南丹市議会基本条例を制定した。
平成 2 8 年 6 月	政務活動費の公開	政務活動費の収支報告書をホームページで公開してきたが、領収書も加えることとした。
平成 2 7 年 9 月	南丹市議会における情報通信機器に関する使用基準を設定	委員会（分科会・特別委員会含む）での情報通信機器の使用を可能とするため、南丹市議会における情報通信機器に関する使用基準を設定した。
平成 2 5 年 6 月	本会議生中継の実施 インターネットによる中継・録画配信の実施	開かれた議会を目指した取り組みとして、CATVによる本会議の録画放送を行ってきたが、質問内容をいち早く正確に伝え、臨場感のある映像に興味を持ってもらうため、平成 2 5 年第 2 回 6 月定例会から生中継とした。併せて、インターネットによる中継・録画配信も実施した。
平成 2 5 年 3 月	政務調査費から政務活動費への変更	地方自治法の一部改正により「政務調査費」が「政務活動費」に変更された。これに伴い関係条例・規則・要綱・取扱指針の整理を行った。
平成 2 3 年 1 2 月	議会だよりに掲載	議員の政治的責任を果たすため、各議員の個々の議案に対する賛否を議会だよりに掲載することとした。
平成 2 3 年 1 2 月	一問一答方式の導入	市政に対する課題を一つずつ取り上げ、質問・答弁を繰り返すことにより論点が整理され、審議を十分に深めることができ、より分かりやすい一般質問とするため、一問一答方式とした。 なお、従前からの「一括」との選択制とした。
平成 2 1 年 6 月	議員定数の削減	南丹市議会議員の定数を定める条例を制定し、合併協議の 2 6 人から 4 人削減し、2 2 人にとすることとした。 新たな議員定数は、次の一般選挙から適用する。
平成 2 1 年 3 月	費用弁償の見直し	費用弁償として月額 2, 0 0 0 円の支給を見直し、「南丹市職員等の旅費に関する条例」第 1 6 条に規定する旅費、キロ当たり 3 7 円を支給する内容に改正した。
平成 2 0 年 1 2 月	CATVで放送する一般質問のテロップ挿入	CATVで放送する一般質問について、一般質問の質疑通告書の大中小分類のうち、中分類でテロップ挿入することを確認し、平成 2 0 年 1 2 月定例会から実施した。
平成 2 0 年 9 月	政務調査費収支報告書の情報公開	平成 2 0 年度分から会派別の政務調査費収支報告書をホームページで公開することとした。
平成 2 0 年 9 月	議長交際費の情報公開	平成 2 0 年 9 月末日よりホームページで公開することとした。
平成 2 0 年 9 月	全員協議会、各会派幹事会を正規の議会活動に位置付け	地方 3 議長会及び各地方公共団体の議会の要望を受け、「議会活動の範囲の明確化」や「議員の報酬に関する規定の整備」などを目的に地方自治法の一部を改正する法律が平成 2 0 年 6 月 1 8 日に公布された。 南丹市においても、法改正の趣旨に則して、平成 2 0 年第 3 回 9 月定例会で南丹市議会会議規則の一部を改正し、法的根拠を持たない会合であった全員協議会、各会派幹事会を正規の議会活動と位置付け、市政の諸問題について協議・議論する場として確保した。

年 月	項 目	内 容
平成 19 年 8 月	議会事務局体制の充実	「事務局体制の充実」について要請する中、平成 19 年 8 月 1 日付けの人事異動及び組織改変により、「議会事務局」と「監査委員事務局・公平委員会事務局」がそれぞれ独立した組織となった。
平成 19 年 3 月	南丹市議会政務調査費の交付に関する条例を制定 南丹市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則を制定 南丹市議会政務調査費の取扱指針並びに南丹市議会政務調査費の取扱いに関する要綱を設定	議会から理事者に対し、政務調査費に関する条例制定を要請し、平成 19 年第 1 回 3 月定例会に「南丹市議会政務調査費の交付に関する条例」が市長より提出され可決した。 平成 20 年度より会派の所属議員数に応じて、議員一人当たり年額 12 万円の会派への政務調査費が交付されることとした。
平成 18 年 12 月	議会活性化対策特別委員会設置	議会及び議員の活性化に関する調査を目的として議会活性化対策特別委員会が設置され、議会改革がスタートした。